

平成22年6月
勝浦市議会定例会会議録（第3号）

平成22年6月11日

○出席議員 18人

1番 岩 瀬 洋 男 君	2番 中 村 一 夫 君	3番 刈 込 欣 一 君
4番 土 屋 元 君	5番 忍 足 邦 昭 君	6番 根 本 讓 君
7番 高 橋 秀 男 君	8番 板 橋 甫 君	9番 丸 昭 君
10番 八 代 一 雄 君	11番 岩 瀬 義 信 君	12番 寺 尾 重 雄 君
13番 渡 辺 玄 正 君	14番 児 安 利 之 君	15番 水 野 正 美 君
16番 伊 丹 富 夫 君	17番 黒 川 民 雄 君	18番 末 吉 定 夫 君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市 長 藤 平 輝 夫 君	副 市 長 杉 本 栄 君
教 育 長 松 本 昭 男 君	総 務 課 長 岩 瀬 章 君
企 画 課 長 関 利 幸 君	財 政 課 長 藤 江 信 義 君
税 務 課 長 花ヶ崎 善 一 君	市 民 課 長 佐 瀬 義 雄 君
介 護 健 康 課 長 西 川 一 男 君	環 境 防 災 課 長 玉 田 忠 一 君
	兼清掃センター所長
都 市 建 設 課 長 鈴 木 克 己 君	農 林 水 産 課 長 関 重 夫 君
観 光 商 工 課 長 近 藤 勝 美 君	福 祉 課 長 関 修 君
水 道 課 長 藤 平 光 雄 君	会 計 課 長 渡 辺 秀 行 君
教 育 課 長 中 村 雅 明 君	社 会 教 育 課 長 黒 川 義 治 君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 守 沢 孝 彦 君	議 事 係 長 大 鐘 裕 之 君
-------------------	-------------------

議 事 日 程

議事日程第3号

第1 一般質問

第2 休会の件

開 議

平成22年6月11日（金） 午前10時00分開議

○議長（板橋 甫君） ただいま出席議員は18人で定足数に達しておりますので、議会はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元へ配布したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

一 般 質 問

○議長（板橋 甫君） 日程第1、一般質問を行います。

質問順序表の順序により順次質問を許します。最初に、刈込欣一議員の登壇を許します。刈込欣一議員。

〔3番 刈込欣一君登壇〕

○3番（刈込欣一君） 議長のお許しをいただきましたので、通告しました鵜原荒川線の勝浦市鵜原坂ノ下301番1ほかに建設が計画されている産業廃棄物管理型最終処分場についてお聞きいたします。

平成21年6月議会におきまして、同様な質問をさせていただきましたが、いま一度、産廃処分場建設についてお尋ねいたします。

その前に、産廃処分場建設計画の付近について、ご説明いたします。

市道鵜原荒川線の間中部に位置し、山側はゴルフ場を囲んで別荘地、東急リゾートタウンを形成し、リゾートホテルや簡易保険宿泊施設があり、予定地のすぐ真下、海側には武蔵大学、高校、中学の海浜学校があります。また、すぐ近くには清海小学校、鵜原保育所があり、建設されると、大気汚染、騒音、振動等が非常に心配です。また、計画地は海に注ぎ込む川筋、西の谷川の水源地域です。川の水はそのまま直接鵜原海岸に流れ込みます。

海岸は、鵜原海岸、隣接する守谷海岸、吉尾海岸があり、鵜原、守谷海岸は、ともに平成8年に日本の渚百選に選定されています。守谷海岸におきましては、平成13年に日本の水浴場88選、また、平成18年には快い水と書きますが、快水浴場に選定されています。

なお、鵜原、吉尾海岸周辺には水産資源確保のための禁漁区もあり、リアス式海岸の磯根が続き、鵜原理想郷、海中公園、海の博物館、ダイビングスクールなどがあり、周辺一帯が南房総国定公園に指定されており、水産資源と観光の宝庫であり、漁業のまちです。

ここで鵜原の漁業の歴史について申し上げます。今から470年ほど前、紀州から柴代左衛門さんの先祖が漁業開発のため、鵜原の相場、宇佐美、君塚、吉野、保呂田、海老根、浅野さん等の漁業界の篤志家を従え、安房の国に視察に来たそうです。房総半島もあり、漁場として一番よいところはどこであるか探した結果、海岸と陸上の関係、山の樹木、河川の海への流入等が、魚類、貝類、海草類のすべての繁殖に大いなる関係があることを知り、紀州から来て、漁場を開いたそうです。漁民の先達は、ここ鵜原に白羽の矢を立てて住み着き、鵜原の漁場の発展が

生まれたというゆえんです。鵜原地域の特徴と漁業の発生のルーツがここにあると思います。

次に、この問題について、先輩の議員の方々、また同僚の議員の皆様にも産廃建設反対についていろいろ質問して応援していただいております。市民の皆様も関心を持って理解していただいているところです。

昨年6月よりの産廃反対住民の会の活動の一部を紹介させていただきます。

平成21年8月18日に藤平勝浦市長、そして高橋区長会長と反対地元住民の会と一緒に、森田千葉県知事へ設置許可を与えないようにということで、陳情、請願に行きました。

知事は、「勝浦はカツオまつりなど風光明媚で、非常に観光資源に恵まれています。しかし、行政、県としては、住民との事前協議をするようにと事業者には行政指導を行っています。私はいつも言うのですが、地元の考え、地元の意見というのが重要だという認識を持っています。事業者に対しては、地元の理解を得るようにと行政指導を行っていきます」と、こういうふうに話されました。大変勇気づけられた点もありますし、また、心配のあったことも多々ありました。

しかし、そのほかに産廃建設反対地元住民の会の鵜原地区、吉尾地区、守谷地区の第2回の説明会を開催しました。延べ375名の出席をいただきまして、行いました。そして、平成22年2月23日から2月26日の4日間にかけて、勝浦市の45区の区長に各家々にチラシ配布のお願いの実施、また、市内の各種団体の会長等に同様のチラシの配布をお願いし、産廃建設反対の協力と啓蒙活動を実施しました。

このように、県に対する建設不許可への請願、地元住民の一致団結を図り、勝浦市民の皆様、そして各種団体の皆様へ、産廃建設反対の協力を図り、ご理解を得るための活動をいろいろ実施していますが、建設にかかわる手続は着々と進んできております。

申しおくれましたが、鵜原の地名の発生なんですが、当時、ウミウがたくさんいて、海が真っ黒になったということで、鵜の原、鵜原と名づけられたと聞いております。

現在は、清い海と書いて清海小学校、昔は清海村とも言われたそうです。これを見ると、鵜原というところは海を中心として成り立っていると思います。

では、質問事項に入りたいと思います。

1として、最初に、産廃計画に対する市の姿勢、取り組みについてお聞きします。現在、処分場建設計画反対の運動は、吉野会長を中心とした鵜原、守谷、吉尾区が活発に活動していますが、勝浦市全体の問題として取り上げ、また、取り扱わなければ、事業者に対してその対抗は非常に困難であると考えられます。勝浦市全体としての反対の機運は、今、どうなっているか、お聞きいたします。

2つ目として、産業廃棄物最終処分場の計画がされているだけでも、少なからず風評被害が発生していると思いますが、万が一、建設が許可された場合、風評被害が甚大になると思います。勝浦の基幹産業であります観光、農林水産業に与える影響について、その被害の範囲及び被害額について、もし算定等していれば、教えていただきたい。また、どのような風評被害に対する対応策を考えているか、お聞きいたします。

3として、今後、勝浦市全体の機運を高める方策、また反対活動するに当たって、市としてどのような対応策を考えているか、お示ください。

4として、この申請に対する許可権限者は千葉県であることは十分認識している上で聞きま

すが、この申請内容に違法性があると思うか。仮に勝浦市が許可権限者だったと仮定した場合、不許可とする要因が見当たるか、また、不許可とする要因が見当たらないとすれば、今後、計画を阻止する手だてはあると思いますか。

次に、勝浦市は、今後どのような取り組みをしていくか。平成21年2月27日付で千葉県廃棄物の設置及び維持管理に関する指導要綱による意見照会がありました。勝浦市の回答も平成21年5月28日に出していただき、平成21年6月5日付で指導要綱の意見の追加をしました。この追加事項については、計画区域からおおむね300メートル以内の関係地域の拡大をしていただきまして、勝浦市鶴原地区及び東急リゾートタウンと大きく拡大をしていただきました。

さらに、放流水の関係ですが、雨水、湧水等を除くとなっているが、雨水、湧水等を含めた放流水対策について、河川・水路管理者の承諾を得るよう指示することを追加事項としていただきました。

以上を踏まえて、平成21年9月10日付で千葉県環境生活部長による産業廃棄物処理施設設置計画等に係る審査事項が通知されました。

そこで、協議会各委員から提出された審査指示事項についてお聞きいたします。まず第1点は、県の大気保全課から出ました勝浦市と工事中並びに操業時の騒音及び振動防止対策の協議。2として、勝浦市と埋立時における悪臭の発生防止対策の協議。千葉県の農地課から来た指示ですが、農地法第5条の転用許可が必要となるため、市の農業委員会との協議。そして、県の河川環境課から来ました地下水集排水管の維持・管理方法を明確にすること。なお、施設からの排水が流下する鶴原西の谷川の管理者である勝浦市との排水計画について十分に協議すること。都市計画課としましては、土地利用計画及び自然環境と調和を図り、調整すること。都市づくりの基本理念から、こういうことを言われています。

以上、5点につき、勝浦市として事業者MMIとの協議は実施したか。実施したならば、その協議内容についてお示しいただきたい。

県からの審査指示事項が提示されて9カ月もたっております。そういう関係で、もし協議していたならば、その内容をお示しいただきたいと思います。

次に、産業廃棄物処理施設設置計画地内についてお聞きします。産業廃棄物最終処分場計画地内の田、畑、森林についてお聞きします。

計画地内の田、畑は、現在、どのような状況になっているか。

また、計画地内での林地について、平成9年に伐採の届け出があったと。これはオートキャンプ場建設のためと聞いております。そして森林法の指導があり、平成21年12月に林地開発行為指導書により現地調査を実施したと聞くが、どのような調査をして、現在はどのような状況になっているか、お聞きします。

3として、建設計画地内の赤線（赤道）と青線（西の谷川）についてお聞きします。赤線、青線とも、現在、どのようなになっているか、経緯を教えてください。特に西の谷川については、武蔵校を境にして上流は峯岸さん所有と、下流は勝浦市の管理と聞いておりますが、これはいつごろ、どのような形でこういうふうに分断されたか、お示しいただきたいと思います。

以上、第1回目の質問とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（板橋 甫君） 市長から答弁を求めます。藤平市長。

〔市長 藤平輝夫君登壇〕

○市長（藤平輝夫君） ただいまの刈込議員の一般質問に対し、お答えいたします。

初めに、産業廃棄物建設計画に対する市の姿勢、取り組みについての第1点目の勝浦市全体としての反対の機運は高まっていると思うかとのご質問でございますが、反対の機運については、勝浦市民を中心に2万を超える反対署名や建設反対住民の会のカツオまつり開催時における署名運動、建設反対のチラシの配布など、地道な活動により、反対の機運は高まっていると考えております。

この産業廃棄物最終処分場建設計画は、本市が有する丘陵地帯特有の土地形状から発案されたものと思われ、同様の土地形状は市内各所で散見されます。

私は、改めて計画地と同様の土地形状を有する地域で、この計画が発案されたやも知れぬと考えると、これは鶴原地区を中心とした関係地域だけの問題ではない、市全体の問題であり、市民一人ひとりに突きつけられた問題であると考えております。

反対地元住民の会を中心とした鶴原地区など関係地域の住民の方々におかれましては、地域を守るため、日夜、反対活動にご尽力されておりますことに深く敬意を表する所存であります。

第2点目の風評被害による勝浦市の基幹産業である観光と農林水産業に与える影響につきましては、被害額の範囲及び被害額については算定はいたしておりません。

対応策といたしましては、建設を阻止するさまざまな運動を行うことが基本になると考えます。

第3点目の勝浦市全体に反対の機運を高める市としての対応策につきましては、平成21年8月18日建設反対住民の会5名とともに、千葉県知事に対し1万8,700名余りの建設反対署名を添え、建設反対の陳情書及び要望書を提出して、今後もでき得る限りのことは努力してまいりたいと考えております。

また、庁内的にもこの問題について、さらに検討をしていきたいと考えております。

第4点目の勝浦市が許可権限者だったと仮定した場合につきましては、現行制度上の許可権限者は千葉県知事ですが、許可、不許可、違法性に関しましては、申請内容に基づき法律、県条例に照らし合わせ判断されるものと考えております。

次に、産業廃棄物処理施設設置計画に係る審査指示事項の事業者との協議内容についてのご質問ですが、1点目の勝浦市と工事並びに操業時の騒音及び振動防止対策の協議及び、2点目の勝浦市と埋立時における悪臭の発生防止対策の協議につきましては、県大気保全課の審査指示事項ですが、平成21年11月に株式会社MMIと市環境防災課職員が勝浦市役所において協議しており、11月30日付で株式会社MMIより市環境防災課長あてに騒音・振動・悪臭防止対策についての文書で提出があり、12月には再度、勝浦市役所において、株式会社MMIと市環境防災課職員で協議を行っております。

3点目の農地法第5条の転用に係る市の農業委員会との協議につきましては、県農地課の指示事項であり、平成22年3月12日に株式会社MMIが来庁し、県農地課の指示により仮登記農地リストを県に提出したとの報告がありましたが、農地法第5条の規定による農地転用許可申請にかかわる協議はありませんでした。

なお、農地転用許可申請については、県から事前協議終了通知書を受け取った後に申請を予定しているとの話でありました。

4点目の地下水集排水管の維持・管理方法を明確にすることとし、なお、施設からの排水が

流下する鵜原西の谷川の管理者である勝浦市と排水計画について十分に協議することにつきましては、県河川環境課の指示事項であり、平成21年11月、市都市建設課及び市環境防災課職員が現地確認を行い、西の谷川の管理については、仮に施設が設置された場合において、施設からの排出水が環境基準に適合することが確認できるものであれば、特に問題はないものと考えております。

5点目の勝浦市審査事項に網羅されている土地利用計画及び環境保全に関する計画等についての協議につきましては、特にございません。

次に、産業廃棄物最終処分場建設計画地内の田、畑、森林についてであります。初めに、農地の状況についてお答えをいたします。

事業計画者が県農林水産部農地課に提出した仮登記リストによりますと、計画地内には田が16筆で7,530平方メートル、畑が11筆で2,342平方メートルの農地が存在いたします。

2点目の森林開発行為についてお答えいたします。産業廃棄物最終処分場建設計画地につきましては、平成9年6月に計画されたオートキャンプ場建設の際の林地開発が千葉県小規模林地開発行為措置要綱に定めた県協議を要する0.3ヘクタールを超えていることが平成11年2月に判明したため、翌3月に開発行為の中止指示書が交付されました。

その後、平成16年12月に千葉県より伐採した林地の植栽復旧について指示書が出され、これに基づき、事業計画者が杉、松等の植栽を実施、平成17年5月に千葉県が完了確認調査を行い、一たんは改善が認められましたが、平成21年3月の再調査で植栽樹木が枯れている場所があったため、再度、指示書が交付されました。

事業計画者側は、この指示書に従い、枯れた樹木の捕植を実施し、平成21年12月24日の千葉県県夷隅農林振興センターによる完了確認調査で、再度、一部捕植の指示が出され、これを改善し、本年3月29日の完了確認調査で、森林の復旧工事完了が承認されたものであります。

3点目の興津地域のいわゆる赤線、青線を国からの譲与により勝浦市が管理することとなったのは、平成16年10月1日でございます。

ご質問の現在の状況及び経緯についてでございますが、この移譲を受けるに当たりましては、平成16年6月に国の示した指針により、機能を有している法定外公共物については地方分権推進計画により市町村に譲与を行うこととされており、計画地内の対象法定外公共物につきましては、既に県等からの指導があるとおり、法定外公共物としての機能が失われており、他への影響もないことから、市への移譲を受ける対象にはいたしませんでした。

その後、市への移譲対象外となった法定公共物については、財務局の所管となり、財務局において売り払いの対象となっております。

この経緯を法務局で調査いたしました。原因及び日付は不詳となっており、詳細は不明でございます。

なお、所有権保存登記は平成19年6月に受付をし、登記されております。

また、西の谷川の管理の状況でございますが、西の谷川については、以前から最上流が武蔵学園鵜原寮の付近であり、それより上流については法定外公共物としてのいわゆる赤線、青線としての管理でありましたので、西の谷川の所有及び管理についての変更はありません。

以上で刈込議員に対する一般質問の答弁を終わります。

○議長（板橋 甫君） ほかに質問はありません。刈込欣一議員。

○3番（刈込欣一君） 2回目の質問をさせていただきます。2回目といえども、大ざっぱになるところもあると思いますが、ご了承願いたい。

ただいま市長の答弁いただいた中で勝浦市のこの問題についての取り組み状況を聞きましたが、私も平成21年6月の定例会のときに、勝浦市は今後どのような取り組みをしていただけますかというふうにお話しさせていただきました。そのときも市長にご答弁いただきまして、「地域で行われている運動だけではなく、地域の環境保全上の特性を考慮し、事業計画に対する追加の意見書を提出しました。今後におきましては、情報の収集、把握に努め、市民を初め本施設の建設反対地元住民の会の皆さんと建設反対に努力してまいる考えであります」と、これが平成21年6月、私が取組状況についてお聞きしたときの市長のお答えです。

それと、平成22年3月定例会、児安先輩議員が、市として建設をやめさせるためにどのような手段を考えているかというご質問をされました。そのときに、「市としての対応であります、これは長くかかるだろうと思います。行政としての打つ手はもっと考えなければいけないし、最悪にして法廷闘争というようなことまでも想像した上で、いかに対応すべきか、具体的によその市町村がとっている政策、対応策をまず我々は検討し、加えて、長期に備えて準備すべきだと、私自身はそうように考えています」と、市長の答弁がありました。

このことについては、市長も私たちと一緒に知事に陳情に行ってくださいました。本当にありがたく思っています。現在、私たちも一生懸命やっています。これが県の産業廃棄物許可申請に係る手続フローによりますと、審査指示事項が平成21年9月10日に出されました。知事は、第9条第1項の審査指示の日、平成21年9月10日から2年を経過した日において、第4条第1項の協議、第4条第1項の協議というのは、事前協議の内容です。事前協議が終了してないときは取り下げられたとみなすというふうに、産業廃棄物処理事項の許可申請交付に係る手続フローには載っております。ですから、これは平成23年9月10日、私たちとしてはそこをリミットだと思って活発に運動しているところです。これが裁判とか、ところどころで10年、20年というスパンでかかっているところがあります。これをすると、地元住民の皆さん、そして市の方々も非常にご負担が多くなってくると思います。ですから、どうしても裁判闘争じゃなくて話し合って、平成23年9月10日までにはというふうに思っておりますので、ぜひ、このことについて、いま一度、市長の答弁をお聞きしたい。

こういうわけで、私たちも非常にいろんなことをやっています。先ほど市長からもありましたカツオまつり。カツオまつりに参加させていただきまして、運動をさせていただきました。しかし、これも行政のほうは、そこで何やってはいけない、ここでやってはいけない、非常に束縛された中でやりました。しかしながら、私たちも整然としてこの運動についてはやっております。その結果が、鵜原、吉尾、守谷地区の漁船団、また漁業婦人部、守谷地区の住民、吉尾地区の住民、鵜原地区の141名の方々がこのカツオまつりにおいて、県内、市外の方々への署名運動、チラシ等を配らせていただきました。チラシについては約3,000枚、チラシも二通りありまして、1つは青年部がつくったおとなしいもの、もう一つは、今、皆さんの手元に行っていると思います。先ほど私がお話ししました勝浦市の区長の方たちをお願いしまして、各家に1枚ずつ渡してくださいよというチラシです。それと署名運動は、1,280名の署名をいただいております。

青いタオル、わかったと思います。最初は、あそこに産廃反対だと大きく赤で書こうという

ふうないろいろな話がありました。しかし、それより前に海をきれいにしましょうというのが第一です。産廃処分場ができると危惧する問題は非常にたくさんありますけど、しかしながら、海をきれいにしていきましょう。昔と今の海は全然違ってきております。第1に、西の谷川については、魚一匹いません。生き物がいません。ところが、隣の苗代川、真ん中の大きい川、清海橋のある川、あそこの上流にはまだまだたくさん生き物がいます。これはあそこの西の谷川がちょっと厳しくなっているというか、非常に汚れているという状況だと考えております。そこら辺について、これからお話しするんですけど、西の谷川についての雨水、湧き水は上から流れてくるんですから、その川が他の会社の所有のものであっても、それはいた仕方ないと思います。

しかしながら、あそこから出る放流水については、これは危ない。まだ結果が出てないから危ないとは言えないのですが、先ほど市長がおっしゃったように、基準内であればいいと。とんでもない話です。例えば、今、雨がちょっと降ったり、風が吹いたりすると、市の警報はすぐ鳴ります。それでも空は青いという状況もあります。ですから、今度、ここへつくられると、毎日毎日が危ない、警報が鳴り放し。いつ出るかわからない。確かに業者は、飲み水にするようにきれいするからというお話はすると思います。しかしながら、飲み水に来る前にはそれなりの汚水が発生して、その汚水をきれいにして海へ流すということをおっしゃると思います。しかしながら、それがもし万が一、いろんな事情で海へ流れたら、もう海は死滅しちゃいます。そういうことについての考え方をお聞きしたい。

反対運動で私たちも陳情等いろいろやっていますが、県に5回ばかり情報交換ということではいろんなことをやっております。先ほどの中身で、協議会については大気保全課に出したのは、勝浦市と工事中並びに操業時の騒音、振動防止、悪臭の発生防止の協議ということで、平成21年11月30日にMMIと文書を取り交わしたり、12月には協議をしておりますと。また、農地課の農地法第5条の転用許可が必要となるということで、平成22年3月12日に県に提出しました。また、河川の環境については、鶴原西の谷川の管理者である勝浦市と排水計画については十分、この文言の中に十分という言葉が入っているのは、この川の話だけなのです。あとは、ただ協議をしろ、協議をしろ。だけど、ここの中に勝浦市と排水計画については十分に協議をしろというふうに載っています。それは、大体言えばわかると思います。それが平成21年11月に終わった。

こういうことが、県に行って初めて、MMIからこういう資料が出てきたということ。私たちの知らないところで、こういうことが起こっちゃっている。そこが一番のまずい点だと私は思います。私たちも勉強不足だということはあるんですけど、市と私たちはコミュニケーション、話し合いをどんどんして、これはこれだと、MMIとこういう協議していますと。いい悪いは別にして、こういうことをやっていかないといけない。あそこは鶴原の昔からの土地なのです。ただ、今現在は、峯岸さんの土地になっちゃっている。ただ、それだけの話です。当時、いろんな形で売買があったのですが、そういうことについてはいた仕方ないと思っています。

しかしながら、あのきれいな海、例えば、あそこに施設が計画されて、建てられるとなったら、海水浴どころじゃないと思いますね。東京の人たちはそういうことに非常に敏感になっておりますので、この河川の放流水について、いま一度、どのようなお考えか、お聞きしたい。2回目はとりあえず以上です。

○議長（板橋 甫君） 答弁を求めます。最初に、藤平市長。

○市長（藤平輝夫君） まず昨年の6月、そして今年の3月で私が答弁いたしましたことについては、全く変わりはありません。その後においても地元の皆さんの反対運動、あるいは反対の意思表示の看板、旗が多くなっている。そういう事実を見るにつけて、この運動はもっともっと市民に根深く浸透していかなくちゃいけないというふうに考えております。

そして、県に対しては、各方面から、この件は承服しがたいといういろいろなサジェスションがなされているようであります。それは具体的にどういう方が、どこにどう話しかけたかということは、私としても申せませんが、今のこの状況に対して、各方面でも許しがたいことという認識を持って、市あるいは県に意見を申し出ている、そういうことは聞き及んでおります。

今後とも市の態度としては、先ほども述べましたけれども、現在、市の内部において、各地で問題化されているこの問題の詳細について、資料を収集しております。それをまず我々が研究して、市として独自の判断が可能なかどうか、その問題について市の意思表示を法律的に妥当と見られる範囲内でできるのかどうか。あるいは、どの程度まで皆さんと一体となってこの運動を継続していくか、そういうことについて、問題を抱えている市町村に対して問い合わせ、あるいは状況の資料の収集を図っているところです。それに基づいて、庁内においては総合的に各ポジションと協議を重ねて、私たちの見解というものをもう一度きちっとつくり上げていく、そう考えております。

その基本には、私が申し上げましたように、この施設は絶対に勝浦市としては許してはならないことである。これをもし許すならば、この房総地帯の丘陵地には軒並み産業廃棄物の最終処分場が建設されるという理屈になるわけで、それを認めるということは、勝浦市だけの問題でなくて、鴨川、あるいは房州の海辺の各市町村に対してもいい影響は与えないと私は考えておりますので、基本についての考えは決してぶれておりませんし、現在、庁内においても、今申し上げたような状況で進んでおりますことをご理解いただきますよう、お願いいたします。以上です。

○議長（板橋 甫君） 次に、鈴木都市建設課長。

○都市建設課長（鈴木克己君） それでは、私からは西の谷川の放流の中でも、河川管理の立場からご答弁させていただきます。この問題につきましては、この計画が出されてから県のほうの指示事項としまして、県土整備部河川環境課から、施設の排水が流下する鵜原西の谷川の管理者である勝浦市と排水計画について十分協議をすることというような指示が出ておりまして、これに基づいてMMIのほうから3回ほど協議がございました。ただ協議書というものは出ておりませんので、市へ来まして、この問題についてのMMIの考えを示しております。

まず、平成21年の11月24日に、MMIが計画している流域からの湧水・雨水排水の計算書を持ってきております。今で言うゲリラ豪雨、特殊な豪雨に対してとか、災害が起きるような雨量ではございませんが、通常の大雨等に対しても、この川で対応できるのかというような内容でございしますが、それについては私ども現地へ入り、また、川の断面図等から計算したものについて、特に問題はないという協議をさせていただきました。

先ほど市長答弁にありましたが、西の谷川は現在の武蔵学園の横のちょっと上流になりますが、そこから0.8キロ、800メートルが西の谷川であります。それ以上につきましては赤線、青

線の部分でありまして、そこについては現在では市の管理外になっております。

そういうことから、西の谷川の管理、また流入するであろう雨水、排水等につきましては、水量としては問題がないものという回答をさせていただきました。以上でございます。

○議長（板橋 甫君） 次に、玉田環境防災課長。

○環境防災課長（玉田忠一君） では、私から放流水についての関係についてお答えいたします。放流水につきましては、水質汚濁防止法において基準に適合しない排水を排出するおそれがあるときは、排出処理法の改善及び一時停止を都道府県がとめることができるとされておりますので、浸出水、処理施設だけでなく、施設全体の維持・管理について監視を徹底するよう県に対し強く求めていきたいと考えます。以上です。

○議長（板橋 甫君） ほかに質問はありませんか。刈込欣一議員。

○3番（刈込欣一君） 最後になりますけど、要望とか、また一ついろいろ聞きたいところもありますので、お答え願いたいと思います。

あそこで一番気になることは環境のことですね。例えば騒音についても、武蔵校のすぐ真上、武蔵校の真上となると、武蔵学園は夏じゅう、東京の大学生、中高生が来て臨海学校をやっています。また、ないときは、あそこでセミナー等をやりまして、春休み、冬休みとか来ております。

そういう関係上、もしあそこにできたならば、すぐ上ですよ。土手を越えたら上、そこにダンプカーが何台も来て、毎日おろす。寝てる子を起こすようなものですよ。想像していただきたい。ただ、その数字は、先ほどおっしゃったように、何デシベルとか、いろいろ数値を述べて、机だけのお話でいいというのは、とんでもない話だと思います。

また、大気汚染についてもそうだと思います。海風が吹けば、東急リゾートタウン、山のほうから来れば清海小学校、保育所、真下ですよ。その中間に位置しているから、風が吹けば、どっちに行っても大気汚染が生じてくると思います。そういうところであります。

本題に入りますけど、川の話は、基準をクリアしていればいいということをおっしゃっていますけど、川が10キロ、20キロもあって、長い川なら、その途中で中和されるというような話もありますけど、300メートル行けば、すぐ海。あの川には昔はモクゾウガニとか、赤いカニもいました。今、全くなりなくなっちゃっている。ということは、昭和の終わりにあそこに不法投棄があったという話を聞いております。MMIで調べたダイオキシンの濃度というものがあるんですけど、非常に高い。これは私たちの調べではなくて、MMIのほうのデータです。今あそこがどうなっているのかというのも、よくわからない。

環境についてもいろいろお聞きしたいんですけど、大気汚染、騒音、悪臭、振動等については、わからない。私たち自身だって、どうなっちゃうのか、よくわからない。ですから、これは市のほうの専門家の方々に調べてもらって、車がどのくらい、悪臭についてはどのくらいという数値を逆にお示ししていただきたいと思っております。

先ほど市長の答弁、よくわかりました。確かにそのとおりにやっていただければ、私たちももっともっと勇気づけられると思いますので、これを続けてお願いしたい。

ただ1点、先ほど協議した内容について、私たち鶴原の人たちは何もわからない。それが県に行行ってやっとわかるんですよ。とんでもない話でしょう。私もサラリーマンやった経験があるんですけど、自分たちのことはわからない。それはやったうちに入らないと思うんだよね。

先ほど都市建設課長が言ったとおり、協議内容を示してくれ。これから開示請求して、どのようなことをやっているか。MMI のやっていることについて開示請求するつもりでいますけど、それについての書面を取り交わしてないと言ったから、冗談じゃない。県からMMI について、こういうことをやりなさいよというのが指示事項ですからね。MMI は、市と担当と煮詰めて、こういうことをやってあります。MMI は、県のほうに行って、勝浦市とはこういうことをやっております。私たちはその内容については、県に問いただしますが、それは勝浦に聞けばわかる話なのです。勝浦に来て、これどうだと、なかなかうまい言葉が返ってこない。

そこら辺のところは、庁舎内の会議等でやっているとは思いますが、今度はそういうものについては、もっと早く市民に知らせる。私たちも生きるか死ぬか、そこまではいけないんですけど、そのくらいの気持ちで皆動いていますので、市とMMI のやった協議内容については、逐次、住民に知らせてもらいたい。そこら辺のところをひとつよろしくお願いします。

私、これで2度目なんですけど、来年は質問しなくともよいようにしていただきたい。私たちも一生懸命やっています。昨日も会議やった。1週間に2度、3度といろいろ協議やっている。そのことについて、まずこういう場でないとなかなか皆さんに知らせることはできないので、お知らせしておきます。

川のこと、また環境のことについては、いま一度、お願いしたい。

もう一点は、あそこに林地開発、計画地内の林地について、平成9年に伐採の届けがありました。これはどういうことだと思ったら、あそこへオートキャンプ場を建設したいということです。これは森林法の指導があり、平成21年12月に林地開発行為指導書で現地調査を実施したとなっております。ついせんだって、私も大多喜町に行きまして、お話、聞きました。平成22年3月に芝生を植えました。それで林地開発についての違法はありませんので、終わりました。しゃんしゃんしゃん。芝生を植えただけで、その行為ができるのかと。これは勝浦市のことじゃないので、県のほうに強く話したいと思っていますけど、そういう行為をしていると。ただ、それを私たちは実際に見てないので、空論になる可能性もありますけど、その林地開発について、いま一度、お話を聞きたい。これについては、産廃処理場建設の際に、今後どのような手続が必要か、また、もし林地開発して植栽した木が枯れた場合はどうするか、その2点についてお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（板橋 甫君） 答弁を求めます。最初に、玉田環境防災課長。

○環境防災課長（玉田忠一君） お答えします。騒音、悪臭に関する基準についてのご質問ですが、騒音に関しましては、勝浦市環境保全条例施行規則に定められた騒音計による騒音の測定を実施し、同条例に定められた規制基準である60デシベル以下を遵守することとなっております。

悪臭につきましても、同じく勝浦市環境保全条例施行規則による悪臭の規制基準は、周囲の環境等に照らし、悪臭を発生し、排出し、または飛散する場所の周囲の人々が著しく不快を感じずと認められない程度とすることと定められております。以上です。

○議長（板橋 甫君） 次に、鈴木都市建設課長。

○都市建設課長（鈴木克己君） 河川の関係の協議についてでございますが、まだこれがすべて整ったものではないというふうに思っております。今後についても、MMI からは県の指示によって協議をまだ継続する部分がありますので、これらについて可能な部分については、私どもからもその内容についてお知らせしていきたい。

なお、公文書によるものが出た場合については、それは行政としては開示請求によって文書を出していくということになると思いますので、今後についてもそのようなことで対応してまいります。以上でございます。

○議長（板橋 甫君） 次に、関農林水産課長。

○農林水産課長（関 重夫君） それでは、私のほうから林地開発についてお答え申し上げます。先ほども市長答弁で申し上げましたとおり、現在の植林の指示につきましては、平成9年のオートキャンプ場を建設する際の行為、これが県の小規模林地開発行為の措置要綱に定めた協議をしてなかったということで、県のほうから指示書が出されたものであります。これにつきましては、あくまでも今予定されております産業廃棄物最終処分場の行為に対する指示書ではありません。このオートキャンプ場をつくる際の指示につきましては、法的には平成17年5月に県は完了済み書を発行しております。その後、昨年12月、あるいは今年の3月につきましては、行政指導ということで県が指示をして、計画事業者のほうで植林をしたものでございます。

県の夷隅農林振興センターの話によりますと、今後、植林した木が枯れた、また土砂が流出するようなおそれがある場合につきましては、今後とも再度、植林等の指示をすることになるでしょうというようなお話であります。

したがって、今回の産業廃棄物最終処分場に対しての県の指示ではありません。以上です。

○議長（板橋 甫君） これをもって刈込欣一議員の一般質問を終わります。

午前11時15分まで休憩いたします。

午前10時59分 休憩

午前11時15分 開議

○議長（板橋 甫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、児安利之議員の登壇を許します。児安利之議員。

〔14番 児安利之君登壇〕

○14番（児安利之君） 私は、医療問題、福祉問題、農業問題及び水産業問題の4点について質問をいたします。

まず第1は、広い意味での医療問題であります。保険証1枚で医者にかかる、この制度、いわゆる国民皆保険は、すべての国民に医療を公的に保障するはずの制度であります。しかし、近年は、お金がないために医療から排除され、命を落とす事態が繰り返されているのが現状であります。

なぜ、このような事態が起こるのであるのでしょうか。失業して社会保険から国民健康保険への申請をしない状態が長引いたり、住所不定で国民健康保険に入れないケースが増加していることは確かですが、国も市町村もこれを把握していないのが現状であります。

その上、国保税の滞納は増え続け、全国的には加入世帯の20.8%に達しており、勝浦市でも調べてみると、平成21年度の決算見込みでは、調定額10億8,500万円に対する収入未済額は3億8,500万円でありますから、滞納世帯の率は約15%となっているわけであります。

この背景には、国民健康保険事業の構造的な問題があると言われております。全国的に見ると、今から25年から30年ほど前には、国保加入者の多くは自営業、あるいは農林水産業などで

働いており、無職、いわゆる失業とか年金生活の人たちはたった2割強でありましたけれども、近年は無職者が急増し、6割近くに達していると言われております。その上、非正規雇用者も増加し、各医療保険の中で著しく低所得なのが国保加入者の特徴であります。

勝浦市で見ても、所得ゼロが1,023世帯を含む税軽減措置、いわゆる7割、5割、2割世帯が国保被保険世帯3,990の世帯のうち4割強になっている実態にありますし、同時に年間所得が68万円以下が4割強であることを考えると、全国的な傾向に照応する、そういう実態が勝浦市でも見受けられるわけであります。

このように、国保加入世帯の平均所得は減る一方で、1980年代の水準、全国平均、年167万円の所得に逆戻りしております。ところが、国保税は高騰し続けまして、1980年代の実に2倍近く、全国平均で見ても年15万5,000円に達しております。

収入に占める保険税の割合を見ると、低所得者層が入る国保がサラリーマンが入る被用者保険の倍以上の負担率になっており、それを強いられているのであります。例えば、年間所得が300万円の4人家族で、平成22年度の勝浦市の税額は持ち家の場合でも48万100円であります。所得に占める割合は300万円の年収に対して48万100円ですから、実に16%に達しているわけあります。

私は、地方公務員がけしからんとか、公務員がけしからんというつもりは全くありませんけれども、一方、地方公務員は給料の5.15%が保険料でありまして、これに使用者が同率の5.15を加えて共済短期、共済は短期、長期ありますけれども、共済短期は国保に照応するものでありますから、その掛金として徴収されているわけであって、しかも、共済短期は家族の構成の人数に関係なく、本人1人だけの短期掛金でありますから、国保のように均等割などによるものは一切ありません。このように、所得、あるいは収入に占める割合が、国保16%に対して5.15%では、3倍以上の格差があるわけでありまして、この重い負担が未納や滞納につながっていると思われるのであります。

先ほども言いました。繰り返し言いますが、この公務員関係の率が正常でありまして、国保の負担率というのは異常であります。

医療は、本来、お金の有無で制限されず、憲法の生存権を具体化した社会保障として付与されなければなりません。国保はそのための最後のとりでであります。

以上のような現状と観点に立つての質問の第1は、勝浦市の場合、前年対比で所得割税率2.7%の増となりました。基金1億700万円、あるいは前年度繰越金1億1,000万円、その上に一般会計の法定外繰入金3,500万円、計2億4,300万円も繰り入れても、なお、今度は所得400万円の2人世帯で計算してみると、前年対比10万円余りの税の値上げが行われようとしておるわけであります。

私は、そこで、この主たる原因はどこにあるのか、まずその理由についてお聞きし、お尋ねしたいと思います。

第2は、冒頭にも述べましたが、所得300万円の4人家族で42万400円の国保税は、所得に占める率は、300万円で行くと14%から16%で、さきにも述べました公務員の共済短期5.15%から見ても異常なものであって、被保険者の担税力の限界をはるかに超えていると言わざるを得ません。そこで払いたくても払い切れないんだという切実な声があちこちから出ているのが実態ではないでしょうか。この実態を市長はどう考えるのか。

一般会計からの財源投入など、一定の努力は私ももちろん認めるものでありますけれども、しかし、それでもなおこのような実態から見れば、さらに何らかの手だてによって税率の引下げによって、市民負担の軽減を図るべきだということを強く求めるものであります。その考えがないのかどうか、第2点目にお尋ねをいたします。

第3点目は、現在の国保会計の仕組みをどう見るかであります。1984年、つまり、今から26年前、自民党政府が国民健康保険法を改悪して、医療費の45%を国が負担していたものを、一般被保険者への国庫負担を38.5%に減らしてしまいました。しかも、全額国庫負担で賄われていた市町村国保の事務費への支出も18年前に全廃をしてしまいました。低所得者の保険税減額のための公費も全額国庫の負担だったものを8割に減額し、その後、5割に下げ、さらに現在は定率から定額へと次々削減してしまいました。その結果、国の国保への負担割合は、全体として当時の50%から25%へと実に半減してしまったわけであります。このことが地方自治体の国保財政を圧迫し、危機的状況に追い込み、被保険者、市民の負担増を招いている根源であると思うものであります。市長はこの点をどう見るのか、見解を求めたいと思います。

次に、第5に、さきにも述べましたように、基金ゼロ、繰越金ゼロという国保会計の現状から見て、年度内の不測の事態、例えば冬場における流行性感冒その他、不測な事態による医療費の増嵩や、あるいはまた、来年度以降に対する予算編成上の財源、これらをどのように見通しているのか。昨日も同趣旨の質問がありましたけれども、私もここで改めてそのことを伺っておきたいと思えます。

次に、福祉の問題に移ります。平成22年度の勝浦市の国保税は、今言いましたように、昨年度までは夷隅郡市の中でも、税額においても、税率においても、ほぼ同水準でおさまっております。しかし、平成22年度の今年の額を近隣市町と比較してみますと、当初予算の対比ではあります。一部、確定もありますけれども、所得400万円の2人世帯で比べてみると、いすみ市に対しては5万9,150円、鴨川市に対しては8万7,650円、大多喜町に対しては10万3,650円、御宿町に対しては9万4,650円、それぞれ勝浦市のほうが高いわけであります。

この中で一番大きいのは、大多喜町との比較で1世帯10万3,650円である。辛うじて茂原市よりも3万1,350円安いということであります。

これだけではありません。その上、福祉政策としての児童・生徒の医療費無料化の施策、これも比べてみました。新年度で、今年度から勝浦市は、今の時点では小学校3年生までの通院のみの無料化、いすみ市が今年度4月から中学校3年生までの通院、入院、すべて無料、大多喜町が小学校6年生まで入通院無料、御宿町は無料は就学前までありますが、つまり、小学校に上がるまで。しかし、中学校3年生までに、本年度から入院のみに限って無料といたしました。

このことを比較してみると、近隣の市や町と比べて余りにも格差があり過ぎるのではないのでしょうか。国保税は、近隣市町と比べて最高であり、一方で子供の医療費無料化施策は、はっきり言えば、最低と。郡市内に住む子供の思いは、せめて同じような水準にすべきであると私は考えます。

日本共産党は、国民皆保険のもとでだれもが安心して医者にかかるには、世界でも異常に重い患者負担の引き下げが不可欠だと考えております。先進国では当たり前の患者負担ゼロを目指しながら、まず就学前児と75歳以上の医療費を国の制度として無料にすることを目指して頑

張っているところであります。

一方、全国の自治体の中には、国よりも先行して高齢者と子供の医療費無料化を実現しているところがだんだん増えてきております。

このような中で、千葉県でも今年度中に小学校3年生までの無料化を打ち出したわけですが、第1に、当市でもその制度の活用と若干の財源上乘せによって、現在の小3から小6までの無料化に年齢を拡大する、このことを前回の議会に引き続き再度提案するものであります。市長の決断はいかにか、伺いたいと思います。

小さい第2として、昨日も出ていましたが、子宮頸がんワクチンへの自治体の助成についてであります。4月13日の参議院厚生労働委員会で、我が党の小池 晃参議院議員が細菌性の髄膜炎を予防するためのヒブ、あるいは肺炎球菌ワクチンの一日も早い定期接種化を求めました。また、子宮頸がんワクチンについても、公費助成を求めたところであります。

新年度から子宮頸がんの助成をする自治体は、全国で40自治体を超えて、隣のいすみ市でも小学6年の女兒の154人に全額補助することを、現在、6月定例議会中ですけれども、定例会に提案しております。勝浦市の将来を担う子供たちの健康を守る上からも、ぜひとも助成制度を行うことを要求するものであります。市長の答弁を求めるものであります。

次に、農業問題について伺います。去る3月の定例会の一般質問で、農家の戸別所得補償モデル対策について市長の対応について質問いたしました。それから4カ月足らずが過ぎようとしているわけですが、現時点で再度この問題で質問を行います。それは、戸別所得補償モデル対策の加入申請期限がこの6月30日で締め切り。いよいよあと20日と迫っておりまして、事務手続の不備によって交付金が受け取れないような事態が起こらないように、行政によるきめ細かな指導と援助が必要だと思うところから、再度、質問したところであります。

申請書と面積確認書の提出、あるいは不作付地がある人の改善計画の提出などについて、なお説明や指導が必要であると考えるところであります。そこでお伺いいたしますが、3月議会ではモデル事業の要件を満たしていると思われる農家は72戸、全体の約6%と見通しているとの答弁でありましたが、現時点ではどの程度にそれが増加しているのか、また、農家組合などを通じての説明会、その他申請に向けての進捗状況はどうなっているのか、これらについて答弁を求めたいと思います。

次に、口蹄疫問題についてであります。家畜伝染病の口蹄疫が宮崎県の畜産農家に深刻な被害を与えております。一昨日から本日にかけて、テレビ、新聞、その他の報道でも新たに30キロメートル離れた地域でも3頭の牛の口蹄疫が発生したとされており、今日あたりの報道では、もう宮崎県全域への広がりも懸念されると、このようなことから、依然としておさまる心配がないような状況が報道されています。

市内の畜産農家は十数戸だというふうに思っておりますが、たった十数戸というのか、あるいは十数戸も畜産農家があるのかというのかは別として、数の大小ではなくて、この十数戸の畜産農家にすれば、いつ自分の身にそれが降りかかってくるかどうか、不安の中で毎日を過ごしているのではないかと推察するものであります。

そこで、伝染病を未然に防ぐ、これが一番大事ですから、行政が防ぐ立場からこの問題に現時点までどう対処しているのか、まずそのことを伺っておきたいと思っております。

第2に、市内の畜産農家は、聞き取りいたしますと、今、自衛手段として牛舎への石灰の散布とか、あるいはクレゾール液での外来者の靴や自動車の消毒などで対処しているぐらいだよというふうにお聞きしております。

しかし、そういうものに対する市や県の財政的援助や、あるいは宮崎県の教訓を生かしての手遅れにならない迅速な対応による情報提供や指導について、万全を期する必要があると思うんですが、その辺についてどのようにお考えなのか、伺っておきたいと思います。

最後に、水産業問題であります。私は昨年の12月定例会の一般質問で、水産業問題を取り上げました。その後、今年5月7日、勝浦市水産業振興対策審議会が開かれまして、そこで平成22年度強い水産業づくり交付金経営構造改善目標に係る事業計画が報告されました。これに基づいて市議会5月臨時会に水産物産地流通加工施設高度化対策事業費のうち、冷凍冷蔵庫の事業費で4億2,650万円が予算計上されたところであります。

このことから、勝浦漁協、あるいは新勝浦市漁協、あるいは勝浦市、そして千葉県による千葉県勝浦地域水産物流通機能高度化対策事業基本計画、舌かむような計画ですが、これを中心にして質問したいと思います。

この基本計画に基づく柱の一つが施設整備計画であり、このうち機能拡充型冷凍冷蔵工場の新設が今回の補正でも上げられたのが柱の第1に位置づけられているものと理解するものであります。

いよいよ水産物流通機能高度化対策事業の第一歩が踏み出されたと、こういう感を強くするものでありますが、この事業を推進しようとするならば、一つとして、勝浦漁協の抱える問題点、2つとして新勝浦市漁協自体の抱える問題点、3つ目として、漁協従事者の高齢化と後継者の問題、4点目として、外来船、地元船を問わず、プラスチック船の全国的な造船所不足による新造船の建造の困難性や持ち船の修繕の困難性の問題などがあって、これらをクリアしなければこの事業推進はスムーズにいかないと判断するものでありますが、この点について、どのような取り組みが行われているのか、またどのようにしようとしているのか、具体的な市長の答弁を求めて、最初の質問といたします。

○議長（板橋 甫君） 午後1時まで休憩いたします。

午前11時42分 休憩

午後 1時00分 開議

〔17番 黒川民雄君退席〕

○議長（板橋 甫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長から答弁を求めます。藤平市長。

〔市長 藤平輝夫君登壇〕

○市長（藤平輝夫君） ただいまの児安議員の一般質問に対し、お答えいたします。

最初に、医療問題についてお答えします。1点目の所得400万円の2人世帯で、平成21年度46万4,000円、平成22年度、56万4,650円と10万円の大幅増となっている、この主な原因はどこにあるのかとのご質問でございますが、主な原因といたしましては、療養給付費が増加したこと、雇用情勢の低迷や悪化等によりまして、保険税算出の基礎となります国保世帯の個人所得が大幅に減少したことに加え、資産割について、資産を有する低所得世帯への配慮から、資産割税

率を2分の1に縮減したこと等による減少分を補うため、必然的に所得割税率を引き上げざるを得ない結果となったことが主な原因であると考えます。

次に、所得300万円の4人家族の国保税が所得の14%を占め、担税力の限界を超え、払いたくても払えない実態について、どう考えるかのご質問であります。個人所得が減少している中、確かに所得の1割を超える税を負担することは家計に及ぼす影響があると思慮いたしております。

また、所得階層別世帯数割合で見ますと、所得ゼロ世帯で全体の39%、所得150万円以下の世帯ですと、累計で77%を占めており、低所得者層に大半が集中しており、総体的に厳しい状況にあると考えております。

次に、税の引き下げの考えであります。今回の改正によりまして、先ほど申し上げましたとおり、資産割税率を2分の1に縮減したことによりまして、その分、所得割を押し上げておりますが、国保財政維持のためには、さらなる引き下げは考えておりません。

次に、国民健康保険財政運営に伴う国庫負担の低下についてであります。議員、ご承知のとおり、療養給付費等の国庫負担につきましては、療養給付費負担金として34%、調整交付金として9%となっており、県調整交付金の7%を合わせますと、50%が国庫の負担金及び補助金で賄われることとなりますが、職員給与費及び特定健康診査等を含めた国民健康保険財政全体で考えますと、国庫支出金の割合は、決算から見ておおよそ25%程度となっております。

一方で、年々増加する医療費等により国民健康保険財政は、本市のみでなく、全国的に厳しい運営となっており、市町村単位での制度維持は限界にきていることから、被保険者の負担軽減を図るべく、引き続き市長会等を通じ、国に要望してまいりたいと考えております。

次に、次年度以後の財政運営の見通しについてであります。平成22年度当初予算において、基金及び繰越金をすべて投入し、予算編成を行ったところであります。

その後、平成21年度下半期医療費が著しく伸びたこと、また、個人所得の低下等により、6月補正予算において、財源確保のため、一般会計からの法定外繰り入れのみならず、税率の改正をも余儀なくされたところであります。

このような状況の中、次年度以後については、本年度からの診療報酬改定、またはインフルエンザの流行等、現時点では不透明な部分もあることから、それらを含め、今後の医療費等の動向を見極めながら対処してまいります。財源としての基金も底をついてる等、より一層厳しい運営は避けられないものと考えております。

次に、福祉問題についてお答えします。第1点目の児童・生徒の医療費無料化の拡大についてのご質問であります。現在、乳幼児及び学童の健康保持、保護者の負担軽減と子育て支援として、乳幼児医療費につきましては、ゼロ歳から小学校就学前の入院、通院の医療費の無料化を行っており、さらに平成21年度から市単独事業として学童医療費の助成制度を創設し、小学校または特別支援学校就学児の3年生までを対象に、この通院に係る医療費の一部を助成しております。

この医療費の助成対象を小学校6年生まで拡大する考えについてであります。千葉県において、平成22年12月より子ども医療費の助成対象を現行、小学校就学前から小学校3年生に拡充する予算措置がなされたとのことであり、今後、県の医療費助成を踏まえ、他市町村の状況等を判断しながら、これを勘案し、前向きに検討していきたいと考えます。

次に、子宮頸がんワクチン予防接種の公費助成についてのご質問であります。子宮頸がんは発がん性のヒトパピローマウイルスの持続的な感染が原因となって発症すると言われ、日本では年間約1万5,000人が発症し、約3,500人が死亡しているがんであると言われております。

国は、ワクチンを接種することにより、子宮頸がんの発症数は約70%減少すると推計しております。

今後は、ワクチン接種の有効性、安全性に関して、国、県、近隣市町村の動向及び勝浦市医師会の協力が必要不可欠でありますので、医師会と協議しながら、子宮頸がんの若年層からの発生率の減少及び医療費の削減効果も含め、助成制度について研究してまいりたいと考えます。

次に、農業問題についてお答えします。

1点目の戸別所得補償モデル対策についてであります。この事業は、水田農業の安定化を図るため、米の販売価格が生産費を下回った場合に、その差額として10アール当たり、定額1万5,000円を国が補てんする戸別所得補償モデル事業と、もう一つは、食料自給率向上を図るため、水田を有効活用して、麦、大豆、飼料用米等の生産を行う農家に対して、主食用米をつくったときと同程度の収入が得られるよう、作物に応じて国が交付金を支払う水田利活用自給力向上事業の2つで構成されており、これらの事業を実施される農家は、6月30日までに市町村に対して申し込み手続が必要となっております。

本市におけるこれまでの経過を申し上げますと、3月15日と16日の2日間、農家組合長会議を開催し、事業の内容を説明するとともに、周知用のパンフレットをすべて農家に配布したところであります。この時点では、主食用米を作付した水田以外のすべての水田に、麦、大豆、あるいは飼料用米など、主食用米以外の作物を作付する必要がある、今年、作付できない場合は、おおむね3年以内に作付するとした改善計画書を提出することが戸別所得補償モデル対策の条件とされていまして。

しかし、その後、4月1日付で国が示した実施要綱では、作物を作付できない耕作放棄地となっている水田についても、有害鳥獣のすみかとならないように緩衝帯として草刈りを続けている場合、あるいは将来的にも作物生産が期待できない水田においては、改善計画の達成予定年度は記載しなくてもよくなるなど、条件が緩和されました。

このため、6月6日と8日に再度、農家組合長会議を開き、この改正点をお知らせし、各農家への周知と加入申請書類の配布をお願いしたところであります。

なお、戸別所得補償モデル対策の対象農家につきましては、申し込み期限であります6月30日以降にならないと判明いたしません。条件が緩和されましたので、本年3月議会で答弁いたしました平成21年の水稲作付状況をもとに、仮に算出した72戸を大幅に上回るものと予想しております。

2点目の家畜伝染病の口蹄疫対策についてであります。口蹄疫は口蹄疫ウイルスが原因で、牛、豚、ヤギ、イノシシ、鹿などの偶蹄類の動物がかかる伝染病で、発熱とともに口の中やひづめのつけ根などに水ぶくれができる症状が見られ、死亡率は数%程度と低いものの、ウイルスの伝播力が非常に強い。ため、発症した家畜については、蔓延防止のため、家畜伝染病予防法第16条の規定により殺処分しなければならないことになっております。

市内の畜産業を営む農家のうち、口蹄疫の感染対象となる家畜を飼育している農家は、5月24日現在11軒で、その内訳を申し上げますと、酪農家が6軒で153頭、肉牛飼育農家が4軒で

134頭、養豚家は1軒で1,139頭を飼育しております。

これらの農家に対しては、宮崎県での口蹄疫発生に伴い、千葉県南部家畜保健衛生所が自主的な予防策を指導しているところではありますが、口蹄疫の発生は絶対に食いとめなければなりませんので、市といたしましても、畜産農家に対して家畜伝染病の感染予防を注意喚起する立て看板を配布するとともに、社団法人千葉県畜産協会が実施する口蹄疫発生予防緊急対策による補助事業を活用し、口蹄疫ウイルスの侵入を防止するための消石灰を逐次、畜産農家に配布しているところでもあります。

今後も千葉県南部家畜保健衛生所など、関係機関と連携を図りながら、迅速な情報提供と防疫体制の強化に努めてまいりたいと考えております。

次に、水産業問題についてお答えします。

まず、勝浦漁業協同組合並びに新勝浦市漁業協同組合が現在抱えている問題点についての質問ですが、現在の水産業を取り巻く環境は、漁業資源の減少や魚価の低迷、そして漁業者の後継者不足による高齢化など、年々厳しさを増しております。

こうした中、勝浦漁業協同組合においては、施設のかなめである荷捌き場を初め、各施設の老朽化が進んでおり、特に冷凍冷蔵施設は、配管の劣化により冷却媒体であるアンモニア漏れが時々発生するなど、危険性が指摘されていまして、今年度の建て直しに至ったものであります。

また、平成9年の市内1漁協を目指した合併から離脱する要因の一つとなった事業外資産の取り扱いにかかわる問題についても、現在、土地管理委員会により調査検討を行っている状況にあります。

一方、新勝浦市漁業協同組合についても、施設の老朽化の問題とともに、小規模市場が点在し、効率の悪い市場経営となっており、加えて、平成9年の7組合合併の際に実施した設備整備に絡む借入金とその後の水揚げ不振による繰越欠損金の解消問題が存在しております。

特に議員、ご指摘のとおり、漁業従事者の減少と後継者問題についてであります。勝浦漁業協同組合と新勝浦市漁業協同組合を合わせた正組合員数の推移を申し上げますと、平成10年度末に979名であった組合員は、平成20年度末には809名と、10年間で170名も減少し、平成19年度末に調査した年齢構成を見ても、60歳以上の漁業者の割合が7割を占めている状況から、後継者不足については切実な問題となっております。

このように、両組合ともいろいろな問題を抱えている状況にありますが、現在の水産業を取り巻く環境から、これらの問題点をそれぞれの組合が単独で改善することは困難であり、勝浦地域の水産業の衰退に歯どめをかけるには、将来的に両組合の合併により、経営基盤の強化を図ることが必要との認識のもと、平成19年12月11日に勝浦市漁業協働組合事業統合推進協議会を設立したものであります。

これまでの協議の中で、将来的な組合合併を念頭に、勝浦漁港を拠点漁港と位置づけした総合的な施設整備計画と段階的な事業統合を通じた合併の2本の柱を重点にした勝浦地域水産物流通機能高度化対策事業として、市場統合、生産・流通の合理化、さらには品質・衛生管理の高度化により流通構造改革の推進を図りながら、産地間競争力の強化を図っていくとしています。

この事業の実現により、将来に希望の持てる水産業の創設が図られ、ひいては漁業就業者の

減少と後継者不足に歯どめがかかることを期待するところであり、市といたしましても、千葉県勝浦水産事務所等と連携を図りながら、本事業の円滑な推進に支援していく考えであります。

次に、プラスチック漁船の新造や修理工場の減少にかかわるご質問に対してお答えをいたします。現在、新造船を発注する漁業者が少ないため、造船業者は修理を中心に営業しているようですが、新造船の発注があれば、対応するとした業者は市内に2カ所あると伺っております。

新勝浦市漁業協同組合によりますと、FRP船の修理等には支障は出ていないとのことであります。

なお、外来船のうち、100トンクラスのカツオ一本釣り船については、造船界では船の大きさが中途半端だとして、FRPの新造船をつくる造船所は全国的に少なくなっているとお聞きしております。

この状況は、漁業経営者はもちろん、本市の水産業の活性化を図る上からも深刻な問題であります。したがって、今後、両組合及び関係者と対策について協議してまいりたいと考えております。

以上で児安議員に対する一般質問の答弁を終わります。

○議長（板橋 甫君） ほかに質問はありませんか。児安利之議員。

○14番（児安利之君） それでは、再質問いたします。国保の関係ですが、結局、今度の税の大幅値上げの要因というのは、とにかく給付費が異常に上がったと。特に下半期の医療費が異常に上がった、医療費が著しく伸びたと、こうっております。

もう一つは、個人所得の減少によって、不景気の中で、それに照応して所得の確定の上に立った税金が、思ったよりも、前年対比でもだんだん減少傾向にあると。

もう一つは、低所得層への配慮を行っているので、国保事業における中間層に対するしわ寄せとして、例えば300万円なり400万円の所得の人たちにどうしても傾斜がかかっていかざるを得ない。つまり、均等割とか、平等割をそのままにして、7割、5割、2割の減額措置もとりながらやっているの、どうしてもそういう傾向になってしまうというような原因が述べられました。

私も確かにそのことはそうだと思うんだが、ただ、そうは言っても、先ほども言いましたように、現実には社会保険の被保険者の総所得に対する保険料なり、保険税の支出割合、それと国保における支出割合の差というのは非常に大きいわけで、300万円の所得の中で、国保税だけで14%とか16%、30万円、40万円の税を払うというふうに、自分がその立場に立ったときに、本当に払えるだろうか。市長といえども、そういう立場に立って、ともじゃないけど、年間9回の分納で徴収されるんだが、本当にそれで払っていけるだろうか、現実問題として思うわけですね。いろんな要因があつて、こうせざるを得ないと言いますが、被保険者の立場に立ってみたら、すべがないわけです。今年度はこれこれこれだけの税額ですよ。これをお払いくださいということになるわけです。これは全く異常事態でありまして、そのほかにぐあいが悪くなればお医者さんにかかって3割の自己負担があるわけでしょう。うっかり病気にもなれないというような現実、これを踏まえたときに、私はそれぞれの自治体がいっぱい要因を抱えながら工夫して、何とかということで被保険者の立場に立ちながら、勝浦市も立場に立っていると思います。だからこそ、なけなしのお金を入れていると思うんだが、しかし、夷隅郡市内のどこの自治体と比べて、楽だなんていうところは一つもないわけですね。基本的には、みんな

な同じような状況に置かれている中で、人口や予算規模が違うからといっても、今年度はいすみ市あたりは1億2,000万円ほどの法定外をぶち込んでいるわけですね。大多喜町でも1,500万円だか2,000万円、たしか入れているわけなんですよ。

これは昨日の質疑でもありましたように、これは事務方が法のもとに、あるいは条例のもとではじき出してやっている話ではなくて、市長が政策的判断、政治的判断で、全体の厳しい財政の収入状況の中でも、どこにウエートを置いて、どういうふうに重点的に予算を配分していくかという、専らのその問題なんだけど、そういう中でも大多喜町が、法定外を入れて2,400万円、茂原市は基金の500万円は、もうないから入ただけだということを聞いておりますが、そういう立場で見れば、国民健康保険税試算近隣市町村の比較というのがあるんですが、これは茂原市以外のいすみ市、鴨川市、大多喜町、御宿町、全部、あらゆる階層で勝浦市は税が上へ行っちゃってるわけです。

さっきも言いましたように、本市との比較では、全体として合計で見ると、繰り返して恐縮ですが、隣のいすみ市とで1世帯約6万円の差が出ちゃっているし、鴨川市とは8万7,000円の差が出ちゃっているし、大多喜町とは10万3,000円の差が出ている。御宿町とでも9万4,000円の差が出ちゃっている。勝浦市の前年対比で見ると、10万円の差が出ちゃっている、10万円高くなっちゃっていると、こういう状況なんですね。もっと知恵を絞ってというか、お金も絞って、今年度においてももうちょっと緩和措置がとれなかったのかどうかということを主張したいわけです。そういう点で、再度、市長の見解、政策的判断、あるいは政治的判断の問題ですから、市長からの答弁をお願いしたいと思います。

もう一つは、私は滞納者を約15%と見ています。平成21年度の決算見ても、不納欠損も出ているのですが、収納できない額が相当出ております。

そういう中で、国が法を改悪して、1年間滞納した者には、それ以前は短期保険証を発行し、1年以上滞納していれば、資格証を発行すると。現在の勝浦市の状況を見てみると、3カ月の短期保険証は162世帯、426人に発行されている。資格証、つまり、資格証をお医者さんに持って行って、一たん10割、お医者さんに払って、後から7割が返ってくるという資格証明書が112世帯、221人に発行されています。

これは、さっきも言いました小池政策委員長などが参議院の特に厚労委員会などで言っているんですが、児童・生徒の場合は、仮にその世帯で未納、滞納があったとしても、保険証は発行することを国は約束しました。資格証も、慎重に行わなければならない、こういうことを長妻厚生労働大臣も答弁しています。今年の3月の参議院の予算委員会で、私ども小池議員の質問に対して、払えるのに払わないと証明できた場合以外は、慎重な対応をするという答弁をしまして、そういう通達を出しています。

だから、1年以上、仮に保険税が支払われてなくとも、それが本当に払える能力、払えるお金があるにもかかわらず、払わないということが証明できた場合は、それは断固として資格証発行なんですけれども、それ以外は慎重にやれと、こういう通達です。それを裏返すと、現場では個々面接して、四囲の状況を見て、税務課とかそのほかの関連でよく見て、そのお宅を分析して、これはどこから押しても払えないよといった場合には、資格証を出さなきゃいけないんですよ、国の方針からすると。昨日も出ていましたが、そういうところまで徹底して、一人ひとりを分析して、やった結果が、短期保険証162世帯と資格証112世帯なのか、それを最初に

聞きたいわけです。

埼玉などでは、資格証を一切出してない。法律がそうであっても、今のような立場から、一切出してない市町村が結構出てきているわけですね。そういう事例もある中で、勝浦市ではどう努力をされているのか、その点についてお聞きしておきたい。

基本的な考え方として、国民健康保険は相互扶助だと。助け合いの制度だから、保険料を払わない人は罰則があつて当然なんだという理屈が一貫してあるわけですね。でも、これは私に言わせれば誤りであつて、戦前の旧国民健康保険法の概念というのは、健康な国民はみんな兵隊にするんだという立場で、戦前の1938年だから昭和13年ごろにつくられた国保法なんですね。

戦後の国保法は、どういうことを言っているかということ、憲法に基づいた国民の権利としての医療は、国がこれを保障すると。だから、国保は社会保障なんだと。相互扶助じゃないんだよと明確にうたっているんですよ。払えるのに払わないのはふらちですよ。もつてのほかです。論外です。しかし、払えないのを払えとிட்டって、結果的に払いようがないんだから、それは社会保障として何らかの手だてを持っていく必要があるんだという考え方に国保自体が立っているんだが、国保というのはそういうものかということ、戦後はなっているんだが、その考え方について、市長はどういうふうにお考えになるのか、これもあわせてお聞きしておきたいと思います。

福祉のほうですけど、子供の関係では、県が小学校3年生までの医療助成をやるというふうにしてきているんで、それらを踏まえて、あるいは近隣市の状況を検討しながら、前向きに検討したいという答弁が、今、ありました。このことは議会用語とか、役所用語で、よく検討するというのは皆さんも言うんだが、前向きに検討したいということは、今、小学校までなんだけれども、6年生までを視野に入れて、漸進的にというか、実施するという前提に立って検討をしていく。時期とか、その他内容は別としても、とにかくそういうふうには拡大していくという方向で検討する、そういう意味の前向きなのかということをお聞きしたいことと、仮に今、大多喜町でやっているような小学6年生までを全部無料とிட்டした場合に、勝浦市にそれを置かえた場合に、児童・生徒の数が違いますから、どの程度の財源があればやれるのかというのを、当然、試算していると思うんだが、試算してなければしようがないけれども、試算しているとすれば、どの程度、概算でかかるのか、ぜひお聞きをしたい。

子宮頸がんの答弁もありましたが、これは再質問の中で言いたいのは、昨日の同じような同僚議員の質問に、教育長が質問の趣旨に沿うように検討していきたいというふうな答弁がありました。違っていたら、テープを起こしてみたいんですが、そのような趣旨で答弁があつたんですけど、今の市長答弁では、医師会などと協議しながら、助成制度について研究してみたいと、研究なんですね。昨日の答弁では、質問の趣旨に沿うように検討したいと、そういう趣旨の答弁があつた。その違いは何だと言いたいんです。その辺、もし教育長と市長の答弁の食い違いがあるとすれば、その辺は調整して、再質問に対する答弁をいただきたいということです。

次に農業問題ですが、立て看板の配布だとか、消石灰の配布、これは酪農6戸、153頭、肉牛4戸、143頭、豚1戸、1,193頭、これは何が原因で感染するのか、いまだにわかってないというのが実情なんだそうですね。鳥が運んでくるのか、空気で運んでくるのか、車が運んでくるのか、何だかわけわからない。そうなってくると、今、九州を中心とした話ですが、いつ房総

半島に吹っ飛んでくるかわからないわけですよね。そういう状況の場合、この間、NHKのテレビでイギリスの教訓がやられていましたが、国を挙げて対応しなきゃならないのに、まだちんたらしているんですけど、そんなこと言っていたって始まらないから、県とか郡内との関係はどうなっているのか。夷隅郡市の状況はどうなっているか、それらの情報などを含めて、もう一回、再質問に対する答弁をいただきたい。

それが一つと、もう一つは、消石灰を配布しているというけど、豚屋と牛屋にどの程度ずつ配布されているのか。それが何袋ぐらいが必要なものなのか。それが感染がおさまるまで配布がずうっと続くのかどうか。

立て看板といっても、酪農家やその家の前に、ここは酪農家ですよと立てるんだか何だかわからないけど、立て看板というのはどういう意味があるのか、立入禁止という看板なのか、その辺も含めて、再答弁をお願いしたい。

いずれにしても、貴重な勝浦市における酪農、肉牛、豚、農業で頑張っている人たちの暮らしと営業がどう守られていくかというのは大事なことであるので、そういう立場で答弁をお願いしたい。

水産業ですが、時間があんまりないからかなりはしょっちゃうんですが、今、市長答弁の中で、後継者の問題と高齢化の問題が出ていました。私もそれを言いたかったんだが、平成20年3月の時点での調査を出しました。私もそれは承知しています。これ、平成20年で新勝浦市漁業組合と勝浦漁業組合の正組合員を合わせると771人いるんだが、その中で50代が156人、60代が240人、70代が248人、現役80代が62人。確かに60代の240人、70代の248人、80代の62人を合わせると、全体の771人の70%を超えます。盛りの50代が156人しかいませんから、40代に至っては32人しかいない。30代が20人、20代が13人と。これが10年後の平成30年は、このままで推移した場合、どの程度になるかという、20代が10人しかいなくなっちゃって、たった10年の間に全体として正組合員が531人しかいなくなっちゃって、240人減っちゃうんですね。770人から240人も減っちゃうという推計が出ているんですよ。

勝浦市の漁協の事業統合の問題が出ていましたが、この一環として、今度の漁業組合の冷凍冷蔵庫の新築なんだが、ここで千葉県勝浦地域水産物流通機能高度化対策事業基本計画なるものの位置づけの中で今度の冷蔵庫の問題が出てきているんだが、そういう中で波及効果として、元気で将来に希望が持てる水産業の創出による漁業就業者の減少と後継者不足に歯どめをかけられると、こう位置づけているんです。このことによって本当にかけられるのかと。冷蔵庫をつくっただけの話じゃなくて、まだ建屋とか、その他荷捌き場とか改善していくんだが、それとあわせて漁業組合の統合によって入札の一元化とか、そういう点をやっていくんだけれども、でも、この器とか、そういう体制を幾らつくっても、漁業資源とそれを取る漁船の減少とか、そういうものによって、果して勝浦の地船と外来船が入ってくるんだろうか。

カツオまつりやりましたが、100トンのFRP船、これは全部、一本釣りですよね。巻き網のカツオ船は入ってないです。この一本釣りの100トン船の新造船が極端に言えば、つくれないと。造船所は採算合わないからつくらないよと、こう言っているわけです。それが老朽化して入ってこなかった場合、今度は巻き網になっちゃうんですよね。巻き網船が入ったら、地船はお手上げですよ。

こういう先の状況が、先といっても、もうすぐそこまで来ているんですよ。だから、今年の

カツオは小ぶりだというので一つ影響しているのは、水産庁が今年、何を考えたか、4隻、800トン級の巻き網船を許可しちゃったんですよ。それだけじゃない。中国船は1,000トン、2,000トンで日本近海を巻き網で根こそぎ巻いて、カツオからマグロからみんな持っていっちゃう。そういう状況に今、世界の漁業状況がなっている中で、そういうことも視野に入れながら、この漁港の整備だとか、あるいは荷捌き場の整備だとか、後背地の整備の問題を位置づけていく必要があるんだろうというふうに思うんです。

繰り返し、口酸っぱく言っているように、勝浦市の漁業は、今のところ、確かに外来船による水揚げは多い。地船も年3億円から6億円ぐらいの水揚げがあるんだけど、今言った勝浦市の漁業後継者の高齢化の問題等、行政がそれをやれといったって、それは確かに無理な話なんだが、しかし、そこを視野に入れながら漁民とみんなと力と合わせて、その辺をどうクリアしていくかということをもっと精力的に勝浦市の農林水産課がキーになって考えていく必要があるんじゃないかということを言いたいわけですけど、その勝浦の数字から見た現状に立って、そういう考え方に市長にもぜひ立ってもらいたいと思うんだが、この点についてどうお考えなのか、お答えをいただきたいと思います。

再質問は以上です。

○議長（板橋 甫君） 午後2時5分まで休憩いたします。

午後1時50分 休憩

午後2時05分 開議

○議長（板橋 甫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。最初に、藤平市長。

○市長（藤平輝夫君） 国保の税率の問題であります。これは議員もご承知のとおり、1人当たりの医療費は千葉県一であり、1件当たりの診療費も千葉県一と。その所得に対する市民の状況は、厳しいけれども、所得は千葉県でも中から下のほうである。したがって、税収も右下がり、右肩上がりでなくて、下がりつつある。そういう中で予算を編成するには、しかも低所得者にできるだけ負担をかけないように、しかしながら、それを考えても、負担を願っていかねなければならない階層ができる。そういうことを考え合わせて、各税率をあのよう定め、繰り出しを3,500万円と決めたわけです。したがって、現状においては、私としてはこれが精いっぱいであると考えます。

しかし、今、診療報酬の改定があり、これから先の子供たちの健康状態、あるいはインフルエンザの発生というようなことを考え合わせるならば、この予算でよしとは言いがたい面がある。次の準備として、対応策を考えていかねればいけない、今、そういう思いであります。そういう中から、現状で提示できる案を上程させていただいたということでもありますので、ご理解をいただきたいと思います。

国保の制度が国民皆保険ということを言っているものの、現実には地方自治体の首を締めている。一般会計に及ぼす影響も年々大きくなっている。そういう中で考えるならば、これは国の政策としてやるべきと、どなたかおっしゃられましたが、生存権があるじゃないか。まさしく、憲法に照らし合わせるならば、生存権の侵害にもなりかねない。

そういう意味で、今回の6月9日に行われました全国市長会の決議案としても、これは国会

議員のほうに提出するわけですが、こういう項目で載っております。それは、医療制度改革及び医師等確保に関する決議で、その中の一部分を申し上げますけれども、すべての国民を対象とする医療保険制度の一本化に向けて、国または都道府県を保険者とする国民健康保険制度の再編、統合を行うことと。後期高齢者に関しては、国民健康保険制度の負担増は決して招かないように、国の責任において今後の対策を立てるべしという決議をいたしました。これには、総理大臣補佐官も参りましたし、総務大臣も来ておりました。

どこの地方自治体においても、この問題は共通の問題として、差し当たって国の責任を求める声は大きい、そういう実態の中に、今の国民健康保険制度は置かれている。ですから、私たちだけが今、悩んでいるわけじゃなくて、日本国じゅうが悩んでいる。これを解決するのが国の政治であるというふうに私は考えます。

したがって、それがなかなかできないというのは、与党のみならず、国会議員すべて、すべての党の責任にあると私は考えます。

水産の施設の整備につきまして、詳しくは農林水産課長から補足があると思います。確かにFRP船をつくる造船所は極めて少なくなっている。現に高知のカツオ船、第123佐賀明神丸は220トン。この船は、日本海の山口だったですか、太平洋から向こうへ回っていった造船所でつくられた。勝浦に入りますマグロの19トン、これは三重県の船籍でありますけれども、高知県の須崎市の造船所でつくられた。私はその現場まで見てまいりましたが、19トンのマグロ船はそこの造船所でつくった。しかし、180、200の漁船は規模的にはつくり得ないものはあるんだと、そう思います。

したがって、今回の勝浦の施設整備においては、むろん、今までどおりの水産業の業態では、経費の支払いもできないだろうし、今後の水揚げ高もどんどん減少していくだろう。したがって、両組合長が役所に参りましたときに、この整備をするならば、勝浦の漁業を根本から見直して、どういう業態がいいのか、これを検討していかないと、今のままですなりとこの何十億円かけた施設の中に入り込むことがあったとしたら、それは大変な問題になる。だから、勝浦の水産業全体を含めて、どうあるべきかを検討をしなければ、喜んで首を縦に振るわけにはいきませんよというお話をさせていただきました。その際に、それはごもっともでありますという返事もありましたので、振って申しわけないけれども、農林水産課長から、ひとつお願いします。

子供医療費についての、4年、5年、6年生の問題。これは当然、子供たちの問題、次の勝浦をしょって立つ子供たちの健康を幾分でも保障し、そして家庭負担を幾分でも軽減できるという方向で、私は前向きに実現に向けて前進していくというふうにお答えをさせていただいた。

子宮頸がんについては、年齢が若ければ若いほど、その接種が有効であると。少なくとも中学生ぐらいまでに接種すれば、発症率がかなり落ち込んで、子供たちの病気にかかる率も減ると言われております。それも先ほど申し上げましたように、勝浦の次代を背負う子供たちのことでありますから、私は研究と申し上げ、教育長は検討と言った。前段の議員の方から、検討はやらないということだというお話もありましたので、あえて否定させていただいて、これを実現に向けて前向きに研究してまいりたい、そういうふうに変えさせて、ご了承いただきたいと思います。以上です。

○議長（板橋 甫君） 次に、花ヶ崎税務課長。

○税務課長（花ヶ崎善一君） 資格者証の関係について、お答えをいたします。国民健康保険滞納者対策といたしまして、現状を申しますと、資格者証を交付することにより、まず納税相談の機会を得ます。そして、納税相談の中で、その世帯の生活状況を戸別に十分把握し、納税可能な世帯については、分納誓約等によりまして計画的に納付するよう指導しております。納税状況に応じまして、短期保険者証を発行している状況にあります。以上です。

○議長（板橋 甫君） 次に、関福祉課長。

○福祉課長（関 修君） 学童医療費の無料化についてでございますが、小学校6年生まで拡大した場合の負担があった場合に、助成額はどのくらいと見込んでいるのかというご質問でございますが、現在、予想額を把握することはできません。ただ、平成21年度の学童医療費助成につきまして、通院分、小学生3年までの実績が150万円程度なる予定です。6年生までこれを延ばした場合、約150万円以内におさまるものと推測されます。

また、入院分につきましては、近隣市町の状況を伺ったところ、いすみ市で15件程度で65万円程度の見込みだと。大多喜町にあっては、1件で5万円程度の見込みという状況であります。以上です。

○議長（板橋 甫君） 次に、松本教育長。

○教育長（松本昭男君） 昨日の私の答弁が舌足らずで、誤解を招きましたことを、最初におわび申し上げます。発言の趣旨でございますけれども、私たち教育委員会は、子供たちの健康に責任を持つ立場にあります。小中学校の子供たちが毎日、学校で健康に過ごせるように、そして、将来にわたっても健康でありますように、そういう立場で仕事をしているわけでございます。

したがって、話題になりましたこのワクチンについては、当然望ましいことでありますから、私ども教育委員会としてもぜひ進めてほしいという願いを持っております。ただ、このワクチンについては教育委員会の所管の事務ではありませんので、私の立場でそれをやるかやらないかということを申し上げるわけにはいかないわけですが、ただいま市長の答弁にありましたように、前向きに進めるというお話でありましたので、委員会といたしましても、この問題についてのさまざまな問題を検討した上で、市長の答弁が着実に進むようお願いをしていきたいというような立場で昨日の発言をいたしました。誤解をさせてしまいましたことをおわび申し上げまして、答弁とさせていただきます。以上です。

○議長（板橋 甫君） 最後に、関農林水産課長。

○農林水産課長（関 重夫君） それでは、まず農業問題についてお答え申し上げます。1点目の口蹄疫に関する関係で、国あるいは県、さらには夷隅郡市の対応ということでお答え申し上げます。まず国につきましては、口蹄疫対策特別措置法を制定いたしまして、例えば車両等の消毒の義務、これは農林水産大臣が口蹄疫の蔓延を防止するために車両等の消毒の義務を課す必要があると認めた地域、これを指定して、車等の消毒をさせることができます。現在、九州地方でこれは実施されておりますけれども、そういった内容、あるいは、口蹄疫にかかった家畜を殺処分した場合等につきまして、農家の方は経営的にかなりの被害を被りますので、そういった補助制度等について規定したものでございます。

県でありますけれども、県につきましては、まず畜産農家に対しまして、4月20日から現在までのところ、各家畜保健衛生所の職員によりまして畜産農家を訪れまして、異常が認められた場合については、直ちに連絡するようにと。早期発見、早期通報についての指示を出しております。

す。

また、畜産農家が使用しております車両とか、機材の消毒の徹底、あるいは衣服、履物の徹底について指導しております。

4月20日から28日までの間、県内の全畜産農家を対象に異常があるかどうか調査いたしまして、その結果、県内の家畜では異常が認められなかったということでございます。現在のところ、県のほうはそういう状況です。

また、市が今回、消石灰を購入して、畜産農家に配布いたしますけれども、財団法人千葉県畜産協会が実施する緊急事業ですが、これに対して、この費用の2分の1を県が助成しているという状況でございます。

夷隅郡内の状況ですが、いすみ市、大多喜町につきましては、勝浦市と同じように畜産協会が実施する石灰の配布について実施し、なおかつ、注意看板の配布をしております。御宿町につきましては、消石灰の配布のみと伺っております。

2点目の消石灰の配布の数量、何袋ぐらいかというご質問ですが、これにつきましては先ほど申し上げました畜産協会が行います口蹄疫の発生予防緊急対策事業、これで家畜の頭数に応じて割り当てがでございます。まず、豚ですが、15頭に対して20キロ入りの消石灰を1袋、牛につきましては1頭当たり5袋の計算で補助対象になると。勝浦市では、すべての家畜を合わせますと、乳用牛、肉牛、あるいは養豚、合わせますと、消石灰の数でいきますと、194袋が勝浦市の補助対象になるということですので、例えば牛ですと、4頭しかいない酪農家もいらっしゃいます。そうしますと、1袋しか該当にならないということですので、それは市町村で配布方法については適宜、数量調整してもいいということになっていますので、勝浦市といたしましては、最低、20キロ入りの消石灰が10袋行き渡るように、適宜配布しております。これは全農を通して購入しておりますけれども、すべて配布が終わっておりません。といいますのは、6月8日に届きまして、すぐその日から配布をしておりますけれども、まだ194袋のうち100袋しかそろっておりませんので、残りは近日中に納入されるということですが、酪農組合等につきましては、独自に自分たちで石灰を買って配布しておりますので、そういったところは第2回目の配布のときにお配りする予定でございます。数量につきましては、そういう状況でございます。

3点目の消石灰をいつまで配布するのかというご質問ですが、これにつきましては、今回の助成制度について、まだ1回目ですが、今後の状況を見て、これらについては判断したいと考えております。

立て看板はどのようなものかということですが、これは簡易看板、通称捨て看と言いますが、捨て看板、それを2枚ずつ配布をしております。看板に書いてある内容ですが、畜産農家の方にお聞きしますと、勝浦市という名前を看板にぜひ入れていただきたいということでございまして、文面から申し上げますと、「家畜伝染病の感染予防のため、関係者以外の立ち入りはできるだけ控えさせていただいております。来場される場合は、農場主の指示に従い、消毒等にご協力ください。勝浦市」というふうにした看板、これを2枚ずつ配布しております。

先ほど答弁の中で消石灰の配布、牛が1袋5頭と申し上げたそうですが、これは1頭当たり5袋の配布になります。失礼しました。

「1袋5頭と言ってるよ。言ってるけど、4頭じゃ1袋もいかないというのがお

かしい。後から言ったのがおかしい」と呼ぶ者あり]

○農林水産課長（関 重夫君） 牛は1頭当たり5袋。

「だから、5頭いれば25袋。4頭の場合は1袋もいなくなっちゃうと言ってるからおかしい」と呼ぶ者あり]

○農林水産課長（関 重夫君） 失礼いたしました。続きまして、水産業の関係についてお答えを申し上げます。議員、ご指摘のとおり、今回の勝浦漁業協同組合で行っております水産物流通機能高度化対策事業基本計画、これにつきましては、先ほど市長答弁で申し上げましたとおり、漁業者の減少、あるいは施設の老朽化等、両組合とも同じような問題を抱えておりまして、組合それぞれ単独ではなかなか改善できないということで、今回、事業統合の推進協議会を立ち上げまして、事業統合を図りながら、将来的な合併を目指していくということで行っている事業でございます。

特に、まず施設のなものにつきましては、勝浦漁業協同組合の施設、荷捌き場が、既に建築後44年経過しておりますし、また、冷凍冷蔵施設につきましても、36年経過していると。特に冷凍冷蔵設備につきましては、アンモニア漏れが時々発生して、危険であるということで、今回、建てかえるという状況になっております。

もう一つは、産地間競争力の強化ということで、現在、消費者のニーズにつきましては、食の安心・安全、これが非常に重要となっております、それにこたえるために市場のほうは密封式の高度衛生管理型の市場、いわゆる野鳥とか、野良犬とか、やたらに入れないような、衛生管理を徹底した施設を組合のほうでは考えております。

冷凍冷蔵庫につきましては、拡充によりまして水産物の買い支えを行っていくということでございます。

そうなりますと、安定的な外来漁船の水揚げによりまして仲買人、あるいは水産加工業者など、水産関連業者の振興を図っていくということで、産地間競争力のまず強化でございます。

地元の漁業者のメリットでございますけども、先ほど申し上げました衛生管理型市場での水揚げ処理によりまして、水産物の買い支え、魚価の向上により、地元漁業者の収入の増、これも期待できます。

それによりまして、地元漁業者、仲買人、水産加工業者等、本市の水産業に携わる方々の安定的な経営に期するということが、今回の計画の前提であります。

先ほど議員がおっしゃられました漁業者の減少、従事者の減少に歯どめがかかるかどうかということですけども、これらはあくまでも所得が向上いたしませんと、後継者問題の改善は図れないということで、今回、総合的な面でこのような計画に基づいて、両組合で手を取り合って実施していこうという計画でありまして、市としても、これにつきましてはぜひ支援していきたいと考えております。

なお、巻き網船の誘致等につきましては、漁業協同組合の将来的な問題といたしましては、カツオの一本釣り船、議員、ご指摘の新造船をつくる場所もない、そういったお話も確かに出ておりますので、一本釣り船に頼らなくても運営できるような組合運営にしていきたいということを考えておりまして、市としても支援してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（板橋 甫君） ほかに質問はありませんか。児安利之議員。

○14番（児安利之君） それでは、順不同になりますが、水産業は時間不足で、またの機会にします。

今までの説明で一応、とめておきます。農業ですが、戸別所得補償の関係ですが、3月に2回、農家組合長会議をやっていると。4月1日付で国の実施要領が拡大されたと。イノシシとかその他の緩衝地帯、草刈りでもオーケーだよと。それが6月6日と8日に組合長会議やったと、こう言ってるんですね。そうすると、6月30日が締め切りでしょう。6月8日という前一昨日やったんだから、組合長のところまでは行っているけども、下までその趣旨が伝わっていないと思うんですよ。30日締め切りとなっているわけですから、有害鳥獣の緩衝地帯もオーケーということになれば、作文して計画を出さなきゃいけないでしょう。だから、そういう点では、早く徹底して、全農家世帯にこの趣旨が伝わると。場合によっては、計画書なるものも相談に応じると。どういうふうに書いたらいいのかというのまでやらないと、時間がないじゃないですか。そのことができなかったことによって、お金が来なかったということになったら、せっかくの制度は活用するというにしておかないと、それでなくたって農家経営は苦しいんだから。そういう点があると思うので、問題は全農家世帯にその趣旨が伝わって、そうか、それならおれも出せるわと。しかも、30日の締め切りまでに出すというところまで、農林水産課だけでは大変だと思うから、農家組合長、その他の諸団体、場合によっては農業委員会なども、営農指導も農業委員会の一つの重要な仕事になっているわけですから、そういう力もかりながらやるということが必要だと思うんだが、その点についてお尋ねしたい。

口蹄疫の関係は、そうすると、石灰に対する2分の1は県が補助金を出すんだけど、その残余の2分の1は市が補助金を出すんだと理解するんだが、それでいいのかな。違ってるとすれば、答弁をいただきたい。

漁業は先ほど言ったように、一応、それで済みます。

福祉関係で、子供の医療費、子宮頸がん、これも一応、済みます。

問題は、税の関係ですが、市長は確かに千葉県一医療費が高いと。1人当たりの医療費が一番高額だと。つまり、受診率も高いということだと思ってるんだが、しかし、千葉県一、1人当たりの医療費が高いというのは、昨日や今日、始まってないんですよ。10年以上、一、二を争ってます。続いているんです。だから、昨日も出ていたけども、結果として、この医療費が少なくなるようにはね返るように、ひいては税にそれがいい意味ではね返っていくように。要するに、国保税が安くなっていくように。決して医療抑制じゃなくて、ふだんからの市民の健康の増進のための施策をもっと強力に、思い切って、ちょぼちょぼじゃなくて、重点的に、予算投入も含めて施策を展開して、何とか、せめて千葉県の市町の中で真ん中ぐらいのところまで、1人当たりの医療費が落ちてくるようにやったらどうかと、これは再三にわたって言っていたって、やれ、レセプト見てみて、何の病気が多いんだか、脳出血なんだか、やれ、心臓疾患なんだか、やれ、がんなんだか、その辺がどうのこうのと、ごじゃごじゃ言いながら、一向にそういう勝浦市の市民の病気の分析とか、それに対する対処の仕方とか、塩分控え目とか、栄養も含めて、保健師を中心にしながらプロジェクトをつくって、市民の健康相談、健康指導を強力に推し進めるということをやったらどうかと言ったって、一向にそれが進んでない。その証拠に、10年来、トップレベルなんです。いいほうのトップレベルならいいけど、水道料金はNHKの放送で日本一、医療の1人当たりは日本一、悪いのばかり日本一で有名になっている。せっかくカツオまつりだ、ひな祭りだって有名になってきたって、チャラになっちゃうんですよ。だから、そういう点で、どう考えるのかというのが一つ。

もう一つは、まず払わなかったら資格証を出す。そうすると、たまげて相談に来るから納税相談になる。これは全くお上の発想で、まず支払いで滞ったりなんかしたら、なぜそこへ実情を把握に行かないんだ。その結果、どうしてもこれじゃ払えないというんだったら、資格証を出す前に短期証を出したらいいじゃないですか。場合によっては、通常の保険証を何で出せないのか。これは長生村と同じで、まず資格証ありきで、とにかく払わないなら資格証だぞと言って脅かしておいて、たまげさせて、それからじわじわと取り立て屋みたいな、そういう発想でやる。場合によっては押さえちゃう。とうとう1人、鴨川のアパートで餓死しちゃったという事例も出ている。それじゃ、血も涙もないじゃないですか。

厚生労働省の通達が担当のところに来ているんでしょう。全国の市町村に全部行っているはずですよ。だから、払えるのに払う意思がないというのが客観的に証明できたものは、ふらちだから資格証をもちろん出せと。それ以外は、慎重にやらなきゃいけないと。その慎重にやらなきゃいけないとはどういう意味か。あらかじめ出しちゃいけないということなんですよ。まず相談に乗ってから、その上で慎重を期してやりなさいというのが、その通達ですよ。今の答弁はおかしいよ。そんなことでやっているから、去年から見ると、資格証と短期証が増えているわけなんだけれども、そうではなくて、短期保険証が5月末現在で162世帯、426人、資格証が112世帯、221人という結果が出てきている。県下のあれを持っていますけど、それ見たって、この小規模の市の割には、率から言ったら多いですよ。それが一つ。

もう一つは、この162世帯あるいは112世帯の中に、小中学生、高校生が何人かいると思うんだが、人数は言わなくても、その世帯の子供には法律どおりちゃんと保険証を交付しているかしてないか。してないとすれば問題だから、直ちに子供にはするようにしなきゃいけないんだけど、念のためにそれをお聞きしたい。以上で質問を終わります。

○議長（板橋 甫君） 答弁を求めます。関農林水産課長。

○農林水産課長（関 重夫君） お答えいたします。まず1点目の戸別所得補償モデル対策についての地元説明会ということだと思いますけども、確かに4月1日付の国の取扱要綱が出まして、その後、私どもが2回目の農家組合長会議を開いたのが6月7日、8日と。今週の月曜日と火曜日になりますけども、上野地区は上野農協、総野地区は総野基幹支所で開きました。

この間、約2カ月ありました。と申しますのは、4月の初めに国から資料が参りまして、そこでは、本来ですと、何度も申し上げますように、主食用米以外の田んぼに作付する場合、今年、作付できない場合については、改善計画書を出さなくちゃいけない。その改善計画書の書式が示されまして、その中に今までなかった有害獣を防止する緩衝帯として活用する場合という文言が入ってきました。そうしますと、この緩衝帯といいますのは、いろいろな例が考えられます。例えば、山のすそのすぐそばに田んぼがあつて、荒れていて、草ぼうぼうになっている、そこを刈る場合。あるいは、耕地整理をやっているど真ん中にそういう荒れ地があつた場合、そういったところも草刈りをすれば緩衝帯になるかどうか、その辺が判断しにくい状態でした。

そこで、国の農政事務所に問い合わせしましたけども、そこでは状態は示されないということでした。それで、各市町村、県を通じまして、国に対していろんな問題点を上げまして、その回答が来るのを待っていて、今回、6月になってしまったという状況で、実際にこの農家組合長会議でもそれぞれ農政事務所の担当課長に来ていただきまして説明をしてもらいましたけ

ども、そのときにもお聞きしますと、午前中も3カ所回ってきたというようなお話でしたので、ほかの市町村でも遅くなっていることは否めないということです。

書き方等につきましては、農家組合長がすべて回収することは困難ですので、今回、上野と総野のそれぞれJA、農協でも受付できるのと、市のほうでも受付して、それぞれ間違いないように、その場でチェックできるようにしてございます。それで受付を始めております。したがって、6月30日まで確かに期間は短いんですけども、農家組合長を通じ、また回覧等で周知を図ることになっておりますので、期限までにはすべて出そろうように、市としても万全を期したいと考えております。

口蹄疫の関係ですけども、石灰の購入費につきましては、県が2分の1、畜産協会が3分の1を負担しまして、市が6分の1という負担割合です。勝浦市は、参考までに申し上げますと、2万6,000円の負担という状況です。以上でございます。

○議長（板橋 甫君） 次に、佐瀬市民課長。

○市民課長（佐瀬義雄君） 議員、ご指摘のとおり、市民の健康の根幹である検診等ですけども、本市におきましては特定健康診査を実施しまして、今年におきましては、初めて期日にバスを運行します。そのような中で、医療費の軽減でありますけども、市民の健康を一層守るために、今後、どのような施策を展開しなければいけないかということでもありますけども、担当者としてもなかなか苦慮しておりますが、今後策定されます市の基本計画、その中に盛り込んでいくような考えでおります。具体的には、まだ未定でございます。以上です。

○議長（板橋 甫君） 花ヶ崎税務課長。

○税務課長（花ヶ崎善一君） お答えいたします。先ほど、まずというような言い方をしまして、誤解を招くような形になってしまいましたけれども、資格証を発行するまでには滞納者と何回もいろいろと相談、やりとりをしまして、その結果、資格証を発行しているということでございまして、考え方といたしましては、悪質な場合には資格証、納税意欲がありまして、少額でも納税している場合には短期保険証を発行しているような状況でございます。以上です。

○議長（板橋 甫君） これをもって一般質問を終結いたします。

休 会 の 件

○議長（板橋 甫君） 日程第2、休会の件を議題といたします。

明6月12日及び6月13日の2日間は、会議規則第10条第1項の規定により休会いたします。

散 会

○議長（板橋 甫君） 以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

6月14日は定刻午前10時から会議を開きますので、ご参集をお願いします。

本日はこれをもって散会いたします。

午後2時45分 散会

本日の会議に付した事件

1. 一般質問
1. 休会の件